

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月17日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6182
【事務連絡者氏名】	財務グループ長 中野 克也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6182
【事務連絡者氏名】	財務グループ長 中野 克也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成29年12月22日
【発行登録書の効力発生日】	平成30年1月1日
【発行登録書の有効期限】	平成31年12月31日
【発行登録番号】	29 - 関東 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年4月17日(提出日)である。
【提出理由】	平成29年12月22日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするためおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金10,000,000,000円を社債総額とする日本郵船株式会社第40回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）（別称：日本郵船グリーンボンド）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金および運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金および運転資金に充当する予定であります。

なお、本社債発行による手取金は、全額を環境対応船の技術ロードマップで予定する投資（LNG燃料船、LNG燃料供給船、バラスト水処理装置、スクラパー等）に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<日本郵船株式会社第40回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2017」（注1）に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、Vigeo SASが展開するVigeo Eirisよりセカンドオピニオンを取得する予定です。

また、当社は本社債に関し、環境省の「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例」に応募し、モデル発行事例として選定されました。今後、環境省とその請負事業者により「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）との適合性確認が行われる予定です。

- （注）1 グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- 2 グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。